

## 横須賀市まちぐるみ定住応援事業「すかりぶ」利用規約

まちぐるみ定住応援事業（以下「本事業」といいます。）は、横須賀市内の民間事業者が、自ら本市に住む結婚・子育て世代（以下「対象世代」という。）のまちなかでの暮らしを歓迎、応援するサービスを提案し、提供することを通じて、まち全体で「対象世代が住みたい、暮らしたい」まちを創り上げることを目指しています。

横須賀市（以下「市」といいます。）では、民間事業者の協力によってサービスが提供され、その中で対象世代と事業者のつながりが生まれ、そのつながりをきっかけとした交流や暮らしの充実によって対象世代の定住を促進し、横須賀が「活気・活力のある持続可能なまち」となることを期待しています。

本事業への利用を希望される対象世代の皆様におかれましては、こうした本事業の趣旨をご理解いただくとともに、この規約に記載する条件をご確認いただき、同意いただいたうえで利用登録いただきますようお願いいたします。

### （目的）

第1条 この規約は、市、横須賀商工会議所、市内事業者等が連携して実施する本事業における利用登録及びサービスの利用に関して、必要な事項を定めることを目的とするものです。

### （用語の定義）

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

- （1）利用登録者 本事業への利用登録を行った人をいいます。
- （2）協賛事業者 本事業への協賛登録を行った事業者等をいいます。
- （3）対象世代向けサービス 協賛事業者が利用登録者に対して提供する対象世代向け各種サービスをいいます。
- （4）登録証 市が利用登録者に対して発行するもので、利用登録者が協賛事業者の店舗又は事業所等において、対象世代向けサービスを利用しようとするときに提示するものをいいます。
- （5）定住応援サイト 事業の実施にあたって、協賛事業者が実施する対象世代向けサービスの提供内容等を利用登録者に情報発信することを主な目的として、市が運営、管理するホームページをいいます。

(利用登録の対象者)

第3条 利用登録者として登録できる者は、市内に在住している人で、次のいずれかに該当する人としします。

- (1) 18歳以上39歳以下の人
- (2) 利用登録の申請を行う年度の3月31日において18歳以下（誕生日が4月1日の人にとっては17歳以下）の子どもの親
- (3) 妊娠中の人及びその配偶者

(対象者向けサービスの利用)

第4条 利用登録者は、協賛事業者の店舗、事務所又は事業所等において対象者向けサービスを利用しようとするときには、協賛事業者に登録証を提示するものとしします。ただし、協賛事業者が登録証の提示を不要とする場合を除きます。

- 2 前項に規定するもののほか、対象者向けサービスの利用にあたって、協賛事業者が利用登録者に対して登録証以外の方法を併用して利用資格の確認を行う場合があります。
- 3 定住応援サイトにおいて、サービス・イベント等への参加申込を行う場合、利用登録者が同意した場合のみ、申込時に収集した個人情報協賛事業者に提供しします。
- 4 登録証は、利用登録者本人のみが利用可能なものとし、第三者へ譲渡、貸与することはできません。

(利用登録の手続き)

第5条 利用登録を希望する者は、携帯電話もしくはパソコン等から定住応援サイトにアクセスする方法により、利用登録の申込みを行います。

- 2 市は、前項に定める申込みを受けたときは、定住応援サイト上において表示する方法により、利用登録者に対して登録証の発行を行います。
- 3 市は、利用登録者が、第1項に定める申込みを行った時点で、市と利用登録者との権利義務関係について定める本規約の内容に同意したものとみなします。

(登録証の有効期限)

第6条 登録証の有効期間は、利用登録を行った年度の3月31日までとしします。ただし、平成24年3月31日までに利用登録を行った利用登録者については、登録証の有効期間を平成25年3月31日までとしします。

(利用登録の更新)

第7条 利用登録者は、有効期間の満了後も引き続き利用登録を受けることを希望する場合、有効期間が満了する日の翌4月1日において、第3条に規定する要件を満たす場合には、申請することにより有効期間を一年間更新することが出来ます。

(登録証の再発行)

第8条 紛失等により登録証の再発行を希望する利用登録者は、改めて、第5条に掲げる利用登録の手続きを行います。

(利用登録の取消し)

第9条 市長は、次の各号に該当する場合は、利用登録を取り消すことが出来ます。

- (1) 利用登録者が利用規約に違反した場合
- (2) その他、利用登録者の利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと市長が判断した場合

(定住応援サイトの利用)

第10条 市は、定住応援サイトの利用に必要な通信手段、機器等に関する準備又は操作に関しては一切関与しません。

2 利用登録者が定住応援サイトの利用に際して用いる通信手段の通信料金は、利用登録者の負担とします。

(定住応援サイトの停止又は中断)

第11条 市は、次の各号に該当する場合には、利用登録者に事前に通告することなく、定住応援サイトの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

- (1) 定住応援サイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により定住応援サイトの運営ができなくなった場合
- (4) その他、市長が停止又は中断を必要不可避と判断した場合

2 市は、前項各号に定める事由により定住応援サイトの提供の遅延又は中断が生じた場合であっても、これに起因して利用登録者が被った損害について免責されるものとします。

(保証の否認及び免責)

第12条 市は、本事業の実施及び定住応援サイトの運営を合理的範囲での注意をもって行いますが、本事業の実施に関連して得られる情報、又は定住応援サイトにに基づき得られる情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではなく、また、この規約に記載する内容に従って、本事業の実施及び定住応援サイトの運営を誠実にを行うことに努める限り、利用登録者に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、市はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

2 市は、利用登録者と協賛事業者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して利用登録者に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、市はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

3 第1項及び第2項に規定するもののほか、本事業に関連して利用登録者と協賛事業者その他第三者との間で生じたトラブルに関しては、市の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、市は一切免責されるものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 利用登録者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部または一部を、第三者に譲渡若しくは転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

(規約の変更)

第14条 この規約の内容は、必要に応じ、利用登録者の事前の承諾を得ることなく、市により変更することがあります。

2 この規約の変更に関する告知は、定住応援サイト上での掲載の方法のみによって行いますので、利用登録者は、定住応援サイト上にて最新の規約を確認してください。

(その他の規程等)

第15条 定住応援サイト内に随時掲載、追加する附則及び規程類は、この規約の一部を構成するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。また、この規約に関して、利用登録者と市との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、横須賀簡易裁判所又は横浜地方裁判所としま

す。

(協議解決)

第17条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用登録者及び市が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

附 則

この規約は、平成24年2月1日から施行します。